

2019年度介護報酬改定に伴う関係告示の一部改正等について

1. 趣旨

社会保障審議会介護給付費分科会での議論等を踏まえ、所要の関係告示の改正等を行うもの。

2. 2019年介護報酬改定に係る改正の内容

○ 改正内容は別紙のとおりとする。

○ 改正の対象となる告示の改正案等は参考資料のとおりとする。

3. 根拠法令

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第4項、第42条の2第2項、第46条第2項、第48条第2項、第53条第2項、第54条の2第2項及び第58条第2項、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第3項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第2項等

4. 今後のスケジュール

告示日：平成31年3月下旬（予定）

適用期日：2019年10月1日